### 約款 C

## (この約款の適用範囲等)

- 第1条 この約款 C (以下、「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公 共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本事業のうち雨水ポンプ場保守点検業 務及び下水道管渠(雨水)維持管理業務に適用される。
  - 2 第 1 項の公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約 款 A から C を除いたものを、以下「実施契約本文」という。
  - 3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約 の別紙1に定めるとおりとする。

## (委託業務の内容等)

第2条 前条第1項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

## (1) 雨水ポンプ場保全点検業務

(·) 133335 2 3 3 N = M (N ) N 33									
委託業務名	雨水ポンプ場保守点検業務								
	第 第				号)				
委託業務実施場所									
履行期間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで		
サービス対価	金				円				
	(うち消費税額及び地方消費税額 円)								
契約保証金	要								

## (2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務

委託業務名	下水道管渠(雨水)維持管理業務									
	第 第				号)					
委託業務実施場所										
履行期間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで			
サービス対価	金				円					
	(うち消費税額及び地方消費税額 円)									
契約保証金	要									

- 2 運営権者は、前項に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を履行期間(以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。
- 3 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類 並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければな らない。

## (要求水準書等に関する通知義務)

第3条 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類

又は前条に定める市の指示若しくは通知(以下「要求水準書等」という。)によることができないとき、又は要求水準書等に明示されていない事項があるときは、直ちに市に通知しなければならない。

2 市は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、運営権者に対して必要な指示を与えなければならない。

### (契約の保証)

- 第4条 運営権者は、実施契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度においては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
  - (4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の10分の1以上としなければならない。
  - 3 第 1 項の規定により、運営権者が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の 10 分の 1 に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

## (第三者への委託)

- 第5条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知 した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場 合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市 に提出しなければならない。
  - 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。)が再委託し、又は下請負を使用する場合、事

前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。

3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

## (業務計画書の提出)

- 第6条 運営権者は、各委託業務について要求水準書に従い次に掲げる業務計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。
  - (1) 雨水ポンプ場保守点検業務に係る年間業務実施契約書及び月間業務実施計画書
  - (2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務に係る維持管理計画書及び月間維持管理計画 書
  - 2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認を受けるものとする。
  - 3 運営権者は、第 1 項により市に提出した計画書(前項により変更したときは変更後のもの)に従い、委託業務を実施するものとする。

#### (要求水準等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

- 第7条 運営権者は、委託業務の内容が要求水準書、前条により運営権者が市に提出した計画書、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容(以下「要求水 準書等」という。)に適合しない場合において、市がその是正を請求したときは、 当該請求に従わなければならない。
  - 前項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載 内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者 がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかっ た場合は、この限りでない。

### (業務内容の変更等)

第8条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中 止することができる。この場合において、サービス対価又は契約期間を変更する 必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとす る。

2 市は、前項により委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止させたとき は、必要と認められるときは運営権者の業務の増減に応じたサービス対価の変更 を行わなければならない。

## (事情変更)

第9条 市及び運営権者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期 することのできない事由によりこの契約に定める条件が不適当(運営権者が要求 水準書等に従った業務の実施ができない場合を含む。)となったときは、協議し て契約を変更することができる。

## (市の請求による契約期間の短縮)

第 10 条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と 運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

### (危険負担)

- 第 11 条 委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由によるものについては、市が負担する。
  - 2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を 求償することができる。

# (履行の報告)

第 12 条 運営権者は、要求水準書及びモニタリング実施計画に定める方法より、市に対して委託業務の報告を行うものとする。

## (費用負担)

第 13 条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

# (サービス対価の支払)

- 第 14 条 市は、実施契約本文の別紙 2 に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。
  - 2 サービス対価は実施契約本文の別紙3により改訂される。
  - 3 サービス対価はモニタリング実施計画による減額措置を受ける。

## (要求水準書等の未達)

- 第 15 条 市は、運営権者の実施した業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営 権者とが協議に定めた内容に適合しないことが履行期間終了後に判明したとき は、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え 若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
  - 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも履行期間の末日から 12 か月以内に行わなければならない。
  - 第1項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

### (市の解除権及び違約金)

- 第 16 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のうち委託業務に係る契約関係(以下「本契約部分」という。)の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の 処分を受けたとき。
  - (3) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
  - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
  - (5) モニタリング実施計画で本契約部分を解除することができるとする条項に該当するとき。
  - (6) 前5号に掲げる場合のほか、この約款に違反し、その違反によりこの約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。
  - 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、運営権者は、解除に係る本契約部分の解除の日が属する事業年度の全部の業務履行に対して支払われると定められているサービス対価総額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
    - (1) 前項の規定により本契約部分が解除された場合
    - (2) 運営権者がその責務の履行を拒否し、又は、運営権者の責めに帰すべき事由 によって運営権者の債務について履行不能となった場合。

- 3 次の各号に掲げる者が本契約部分を解除した場合は、第2項に該当する場合と みなす。
  - (1) 運営権者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 運営権者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 運営権者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 市が第1項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検 業務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかの全部を解除するものとし、 解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。

## (その他の解除)

- 第 17 条 市は、契約期間中、前条第 1 項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。
  - 2 市が前項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業 務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除され ない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
  - 3 市は、第1項の規定により本契約部分を解除したことにより運営権者に損害を 及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (運営権者の解除権)

- 第 18 条 運営権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約部分の全部又は一 部を解除することができる。
  - (1) 第8条の規定により業務内容を変更したためサービス対価が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第8条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 市がこの約款に違反し、その違反によって本契約部分の履行が不可能となったとき。
  - 2 運営権者が前項の規定により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
  - 3 運営権者は、第 1 項の規定により本契約部分を解除した場合において、損害が あるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

### (解除の効果)

- 第 19 条 本契約部分の全部又は一部が解除された場合には、この約款に規定する市及び 運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かい消滅する。ただし、損害賠償請 求に関するものについては、この限りでない。
  - 2 市は、前項の規定に関わらず、本契約部分の全部又は一部が解除された場合に おいて、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分 があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。
  - 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

### (損害賠償)

- 第 20 条 運営権者は、この約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたとき は、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。
  - 2 市は、第 16 条第 1 項の規定により本契約部分を解除したときにおいて、第 16 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

## (疑義の決定等)

第21条 この約款に関し疑義のあるとき、又は実施契約本文若しくはこの約款に定めの ない事項については、必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとす る。